

改正後

改正前

附則 (特例業務に関する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の規定の適用)

附則 (特例業務に関する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の規定の適用)

第二条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)附則第六条

第二条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)附則第六条

第一項の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)が同項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。)を行う場合には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令(以下この条において「業務運営省令」という。)第一条第一号中「並びに同条第四項及び第五項に規定する業務」とあるのは、「同条第四項及び第五項に規定する業務並びに独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第七十号)附則第六条第一項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。)」と、業務運営省令第二条第二項第二号及び第三号中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」とする。

第一項の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)が同項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。)を行う場合には、第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令(以下この条において「新業務運営省令」という。)第一条第一号中「並びに同条第四項及び第五項に規定する業務」とあるのは、「同条第四項及び第五項に規定する業務並びに独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第七十号)附則第六条第一項に規定する特例業務(以下「特例業務」という。)」と、新業務運営省令第二条第二項第二号中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、同項第三号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」とする。

○文部科学省令第一号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十四号)及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(平成三十一年法律第三十号)の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八条第二項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日

文部科学大臣 柴山 昌彦

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

(文部科学省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 文部科学省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則(平成二十年文部科学省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則

第一条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令(一)を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号)」に改める。

第二条中「別表第一」に改める。

第四条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(一)を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)」に改める。

様式第1から様式第8まで中「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(一)」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(一)」に改める。

(国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令の一部改正)

第二条 国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令(平成十三年文部科学省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 機構法第十五条第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項(国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令及び独立行政法人日本学術振興会に関する省令の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「第十九条」を「第十九条第一項又は第二項」に改める。

一 国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令(平成十五年文部科学省令第四十七号)第十六条

二 独立行政法人日本学術振興会に関する省令(平成十五年文部科学省令第四十八号)第十五条(国立研究開発法人理化学研究所に関する省令の一部改正)

第四条 国立研究開発法人理化学研究所に関する省令(平成十五年文部科学省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第十六条第一項第五号」を「第十六条第一項第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 研究所法第十六条第一項第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部改正)

第五条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令(平成二十四年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 機構法第十六条第八号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項(文部科学省組織規則の一部改正)

第六条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項第三号中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附則

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から施行する。